（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「第七十二条第七項」を「第七十二条第四項」に改める。

附則第十三条第一項中「第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項」を「第十六条の二第六項から第十一項まで、第十四項及び第十五項」に改め、同条第二項中「おいては、同法（」の下に「第十六条の二第十三項及び第十六項」を加え、「及び第五十七条の六」を「、第五十七条の六並びに第六十五条第六号」に改め、同項の表第十六条の二第一項の項中「、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号」を「又は第十一号から第十五号まで」に改め、同表第十六条の二第一項第一号の項中「次項第八号イ」を「第十一号ロ」に改め、同表第十六条の二第一項第十一号の項及び第十六条の二第一項第十一号ハの項を次のように改める。

第十六条の二第一項第十一号	から第二号の二まで及び第七号	及び第二号の二
第十六条の二第一項第十一号ロ	、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社	及び証券仲介専門会社
	当該銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該	当該
	、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社	及び信託専門会社

附則第十三条第二項の表第十六条の二第一項第十一号ホの項及び第十六条の二第一項第十一号トの項を削り、同表第十六条の二第一項第十三号の項を次のように改める。

第十六条の二第一項第十五号	営む会社	営む会社として主務省令で定める会社

附則第十三条第二項の表第十六条の二第二項第六号イの項から第十六条の二第二項第八号ロの項までを削り、同表第十六条の二第二項第八号ハの項から第十六条の四第一項の項までを次のように改める。

第十六条の二第四項	から第十一号まで又は第十五号から第十七号まで	、第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号、第十五号又は第十六号
	又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定	の規定
第十六条の二第十二項	第一項、第六項、第七項及び前項	第一項
	第一項第十二号	同項第十二号
第十六条の二第十二項ただし書	（当該銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社	が当該

第十六条の二第十三項	第一項各号	第一項各号（第二号、第五号、第五号の二、第七号から第十号まで及び第十七号を除く。）
	とき	とき
第十六条の二第十六項	（内閣府令	（第四項に規定する主務省令
	について、同号	が同号
	ことその他内閣府令で定める事実	こと
第十六条の四第一項	から第六号まで	、第二号の二から第四号の二まで、第六号
	、特例持株会社（当該銀行が子会社としているものに限る。）並びに	並びに
	百分の五	百分の十

附則第十三条第二項の表に次のように加える。

第六十五条第六号	同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く	同条第四項に規定する主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ
	とき若しくは同項第十五号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき	とき
	、同号	、同条第一項第十五号
	（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実	となつたこと